

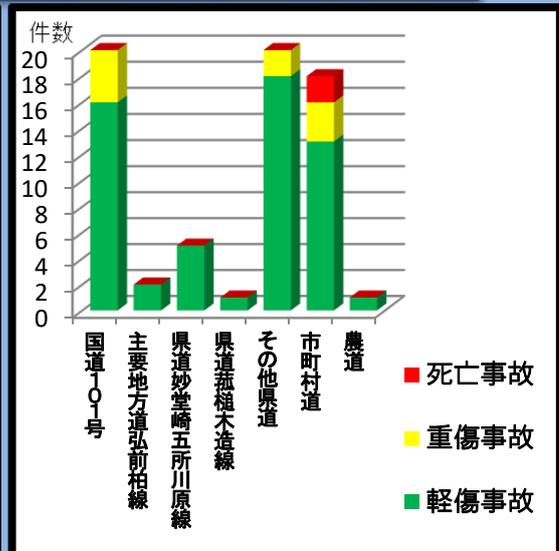
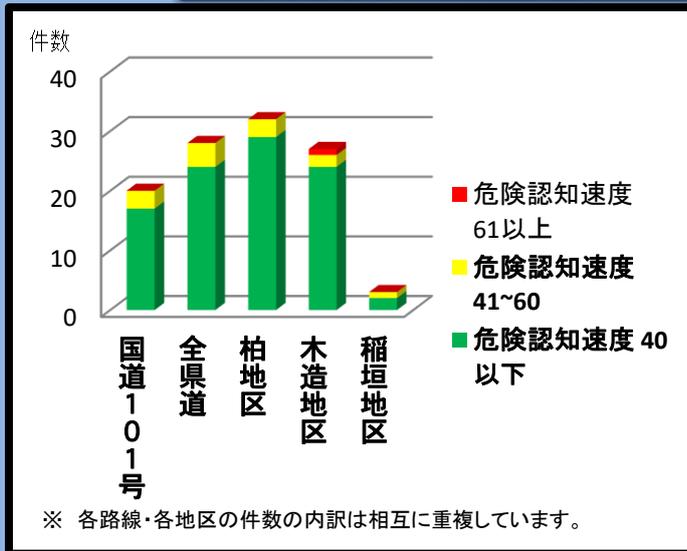
# 速度取締り指針

## つがる警察署の速度取締り重点

重点路線	区 域	規制速度
国道101号	主に木造、柏地区	40、50、60(法定)km/h
県 道		

★ 重点以外の場所で、交通事故発生状況等に基づいた取締りを実施することがあります。

## つがる警察署管内における交通事故実態(過去3年・7月～12月分)



※危険認知速度とは・・・運転者が相手を認め危険を感じた時の速度です。(速度が速くなると死亡率が高くなる他、事故回避が困難になります。)

- ▼ 路線別では、県道での発生が多く見られます。
- ▼ 地区別では、柏地区での発生が多く見られます。
- ▼ 過去3年の7月から12月までの間、死亡事故2件、重傷事故9件が発生しています。死亡事故のうち1件が柏地区、1件が木造地区で発生しています。重傷事故のうち路線別では、国道101号で4件、県道で2件発生しており、地区別では、柏地区で1件、木造地区で7件発生しています。

- つがる警察署管内では、昨年の7月から12月までの間、17件の交通事故が発生し、うち2件が重傷事故、死亡事故は発生しておりません。
- 危険認知速度は、ほとんどが時速40キロ以下であり、時速40キロを越えたのは3件でした。

## その他の交通指導取締り要点

- つがる警察署管内では、
- 交差点における出会い頭等の事故を抑止するため、信号無視や一時不停止の交差点関連違反の交通取締り
  - 横断歩行者との事故を抑止するため、横断歩行者妨害の取締りを強化しています。
- また、取締りが困難な場所での白バイやパトカーによる警戒活動や、横断歩道での歩行者優先を周知させるための街頭活動を行います。